

1 計画策定の目的

本市における疾病の発症予防・重症化予防に重点をおいた健康づくりと成育過程にある者及びその保護者等が健やかに暮らせる社会づくり等を総合的・効果的に推進するため、市民や行政・関係機関・団体等が一体となって取り組むための行動計画として、「健やか未来都市 ちばプラン」を策定します。

2 計画の位置づけ（根拠法令）

- 健康増進法第8条に規定する市町村健康増進計画。
- 市民の健康づくり運動を総合的に推進するための指針であり、千葉市基本計画に位置付けている施策の一つである「健康づくりの促進」「妊娠前から子育て期までの支援の充実」を実現するための行動計画。
- 国の「健康日本21（第三次：令和6-17(2024-2035)年度）」、「成育医療等基本方針（令和5-10(2023-2028)年度）」の基本的な考え方を踏まえた上で、市民の健康づくりを推進するために、本市の地域特性や実情を反映させた本市の独自の計画。
なお、現在の「成育医療等基本方針」は令和10(2028)年度までの計画となっていることから、「成育医療等基本方針」に関する分野は、中間評価時に再度内容を検討。

3 計画期間

令和6（2024）年度から令和17(2035)年度までの12年間。
（国の【健康日本21（第三次）】及び千葉県の【健康ちば21（第3次）】と同様）。

4 計画の評価・見直し

中間年の令和11(2029)年度に中間評価及び計画の一部見直し、令和16(2034)年度に最終評価を実施。

5 基本理念・基本目標の設定

（1）基本理念

すべての市民が支え合いながら、生涯にわたって心豊かに暮らせる
「健やか未来都市 ちば」を目指します

（2）基本目標

1 自分は健康であると感じ、いきいきと暮らしている市民を増やそう（主観的健康観の向上）

個人や地域、企業など様々な団体それぞれが、健康を意識し、行動することで、年齢や性別、社会・経済的な立場、疾病や障害の有無に関わらず、健康を感じ、生きがいをもって暮らしている市民を増やします。

2 市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組もう（主体的な健康づくり）

自分の健康状態を知るなど健康意識を高め、心身の機能の維持・向上のために主体的に行動します。

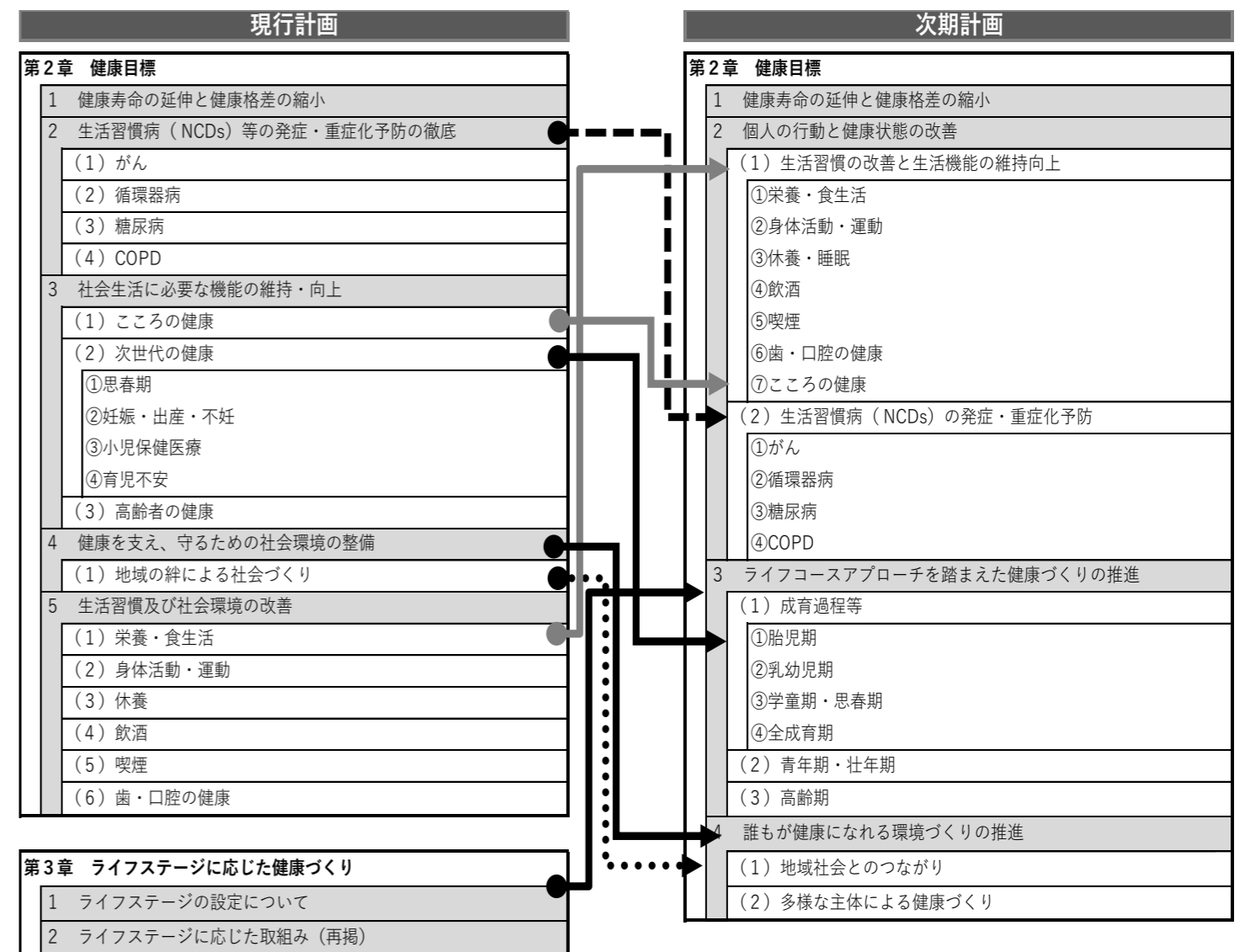
3 生涯を通じて健康づくりに取り組もう（ライフコースを見据えた健康づくり）

人生100年時代の到来を踏まえ、乳幼児期から高齢期に至る、生涯を見据えた健康づくりに取り組みます。
また、妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりに取り組み、健やかな子どもを育てます。

4 みんなで支え合う地域社会を育み、健康づくりの輪を広げよう（誰もが健康になれる環境づくり）

町内自治会やサークル等の地域コミュニティや、学校、その他関係団体等が主体的に健康づくりに取り組むとともに、事業所では従業員や顧客等の健康づくりを推進するなど協働して、すべての市民の健康づくりを支援する輪を広げ、誰もが健康になれる環境づくりを推進します。

6 健康目標



7 健康目標の柱における重点取組

■個人の行動と健康状態の改善【適正体重の維持、塩分摂取やたばこによる健康影響の低減 など】

食事や体重の記録等へのインセンティブ／取り組みやすいダイエット情報の提供／高齢者の低栄養防止
スーパー等との連携やネットを活用した啓発／たばこの害等に関する教材作成／禁煙外来治療費助成の充実 など

■ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進【ライフコースアプローチを意識した周知啓発／生涯にわたり、自分の歯で食べられるための取り組み など】

リーフレット等を活用した啓発（学校・事業所・ネット・イベントなど）
口腔保健支援センター開設／歯と口腔の健康についての啓発／高齢者の口腔機能健診受診促進 など

■誰もが健康になれる環境づくりの推進【地域社会のつながり、多様な主体による健康づくり など】

健康経営を行う事業者へのインセンティブの充実／シニアリーダーや食生活改善推進員等のボランティア活動の活性化／
受動喫煙のない環境づくりの推進／ウォーカブルなまちづくり／減塩メニューの開発・普及 など

8 その他（スケジュール）

■令和5(2023)年度 11月：健康づくり推進協議会(骨子(案))

■令和6(2024)年度 5月：健康づくり推進協議会(計画(案)) 6月：パブリックコメント手続 9月：計画の策定・公表